

# 指定居宅介護支援事業運営規程

## 第1条（事業の目的）

この規程は、医療法人藤寿会（以下「事業者」という）が開設する指定居宅介護支援センター藤寿苑（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所の職員（以下「介護支援専門員等」という）が、要介護状態である利用者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## 第2条（基本方針）

1. 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に  
応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立  
した日常生活を営むことができるよう、配慮して支援を行う。
2. 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に  
基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的か  
つ効率的に提供されるよう利用者自身の立場にたち、公正中立に行う。
3. 事業の運営にあたっては、市町村、地域の保健医療福祉サービスとの綿密な連  
携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 第3条（事業所の名称）

事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

名 称 指定居宅介護支援センター藤寿苑  
所在地 山口県下関市稗田北町 13 番 36 号

## 第4条（職員及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、人数、及び職務内容は次の通りとする。

- 管理者 1名（常勤兼務）  
事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも  
指定居宅介護支援の提供にあたる。
- 介護支援専門員 2名（常勤兼務1名・常勤専従1名）  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

## 第5条（営業日）

営業日は次の通りである。

毎週月曜日から金曜日までとする。

但し、祝日、8月14日から16日、12月30日から翌1月3日は除く。

## 第6条（営業時間）

営業時間は次の通りである。

午前8時30分から午後5時30分まで

## 第7条（事業の実施地域）

通常の事業を行う地域は次の通りである。

下関本庁圏域：幡生、生野町、宝町、三河町、大学町、山の田、武久町

下関山陰圏域：川中支所管内・安岡支所管内

勝山支所管内一部（秋根、一の宮）

その他は、相談に応じる。

## 第8条（提供方法及び利用料）

指定居宅介護支援の提供方法および内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法的代理受領であるときは、利用料を徴収しない。

### 1. 居宅サービス計画作成の支援

- 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成を支援する。
- 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたり、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を、公正中立な立場で適切に利用者、及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求める。
- 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族と面接して情報を収集し、支援する上で解決しなければならない課題を把握・分析する。その課題に基づき、提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、前6ヶ月に作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与（以下、「訪問介護等という」、及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、及び前6ヶ月に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明し、文書に利用者の署名（記名押印）を受けけるものとする。
- 介護支援専門員は、サービス担当者会議を開催し、利用者状況に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案内容について担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けしたサービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料に利用者及び家族に説明し、文書による同意を受け、居宅サービス計画を利用者、家族、及び担当者に交付する。医療サービスの利用を希望している利用者について、主治医等の意見を求め居宅サービス計画を作成した場合は、主治医等にも交付する。
- 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に、個別援助計画の提出を求めるものとする。

## 2. 経過観察・再評価

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後も、利用者、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者と連絡調整を行う。

介護支援専門員は、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の面接を行い、ケアプランの実施状況の把握（モニタリング）を実施し、その結果を記録する。

## 3. 介護保険施設への紹介

介護支援専門員は、利用者が居宅において日常生活が困難になったと認められる場合、または利用者が介護保険施設等への入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

## 4. 主治の医師等への情報提供

主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師へ、利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身又は生活の情報に係る情報のうち必要と認めるものを提供する。

## 5. その他

厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置付けた場合、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載し、当該計画を市に届け出る。

## 第9条（契約時の説明）

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、次の内容について文書を交付して説明し、理解したことについて利用者より署名を得る。

1. 利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることが出来る。
2. 利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが出来る。

## 第10条（高齢者虐待の防止のための措置に関する事項）

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

1. 事業者における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
2. センターにおいて、従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
3. 虐待防止に関する責任者を選定する。

### 第11条（事業継続計画）

1. 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業者は、定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### 第12条（感染症対策に関する事項）

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
2. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
3. 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

### 第13条（その他運営についての留意事項）

- 1 センターは、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
  - (1)採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - (2)更新研修 介護保険法で定められている規定に沿う  
主任介護支援専門員更新研修受講要件研修
  - (3)下関市や介護支援専門員協会や連絡協議会が開催する研修
  - (4)その他主催の研修
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後もこれらの秘密を保持するべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。
- 5 センターは、相談、苦情に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。受け付けた苦情は、内容を記録し2年間保存するものとする。
- 6 サービス提供中に事故が発生した場合は、家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。事故の状況、及び事故に際して取った措置について記録し、2年間保存するものとする。
- 7 利用者が病院等に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名、及び連絡先を当該病院等に伝えるよう求めるものとする。
- 8 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人藤寿会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

平成 18 年 3 月 1 日	変更
平成 22 年 7 月 20 日	変更
平成 22 年 9 月 1 日	変更
平成 22 年 9 月 20 日	変更
平成 23 年 1 月 1 日	変更
平成 23 年 7 月 25 日	変更
平成 23 年 11 月 21 日	変更
平成 25 年 7 月 8 日	変更
平成 27 年 9 月 10 日	変更
平成 29 年 10 月 23 日	変更
令和 1 年 7 月 1 日	変更
令和 2 年 12 月 1 日	変更
令和 3 年 2 月 1 日	変更
令和 5 年 8 月 1 日	変更
令和 6 年 4 月 1 日	変更